

日付: 2007年7月25日

International Organization for Standardization (国際標準化機構)
International Accreditation Forum (国際認定機関フォーラム)

認定審査最適実施要領検討グループ

認証機関の力量及び信頼の置ける結果を出す能力を 審査するための鍵となる基準に関する指針

この文書は、認定機関 (AB) が、認証機関 (CRB) のマネジメントシステムの認定審査において精査する必要がある鍵となる問題点について指針を提供するものである。これにより、有効性のある、アウトプットに焦点を当てた認定へのアプローチを展開することを目的としている。

ここでいう鍵となる問題点とは以下の通り。

- CRB がその技術的作業を運営管理するために使用するプロセス
(特に、力量のある審査員が、適格に審査を実施することを確実にするために使用するプロセスで認定の対象範囲にあるもの)、及び
- CRB が審査報告に要求する詳細度。

1. CRB の力量マネジメントシステム

力量のある審査員が審査を適格に実施することを確実にするために CRB が使用するプロセスと資源の組み合わせが、その「力量マネジメントシステム」の根幹となる。

このシステムは、全般的な資源管理に関する要素、及び特定の審査活動に向けた資源を配分するための要素からなる。

a) 資源の運用管理

資源を運用管理するためには、CRB の力量管理システムで以下の事項を定めておく必要がある。

- 以下を行うために技術的な業務の見直しをどのようにして実施するか。
 - o 審査員に必要な力量を明確にすること。
 - o 審査報告書の独立したレビューアーを特定すること。
 - o 審査員の力量の評価者を特定すること。
- 力量基準の仕様。
- 審査員及び技術専門家の採用及び教育訓練。
- 特定された力量基準に照らした、審査員の実際の活動を通じたパフォーマンス評価。
- 審査員力量の維持 (これを継続的に監視するプロセスを含む。これには、独立したレビューアー・評価者からの該当するフィードバックをも考慮する。)
- 専門的能力の開発 (力量の向上)。

b) 特定の審査活動に対する資源の配分

特定の審査活動に資源を配分するためには、CRB の力量マネジメントシステムで、以下の事項を規定しておく必要がある。

- どのようにして、依頼者の申請をレビューするか。また、どのようにして、審査チームに必要な審査力量を明確にするか。
- 適切な審査チームメンバー及び技術専門家（求められる場合）の選定及び任命。
- 適切な独立レビューアー・評価者の選定及び任命。

上記のプロセスは、認定範囲内のすべての活動 [すなわち、各種マネジメントシステム（QMS、EMS、OHSAS、ISMS、FSMS 等）及びその中における適用技術活動] を対象とすることが望ましい。CRB がその力量マネジメントシステムに規定する必要がある要求事項の水準は、このような技術活動に関わる製品及びプロセスの複雑度及びリスクに影響されるだろう。

上記のプロセスが定着しており、適切に運営管理されていることについて CRB が実証する内容は、CRB が厳しい審査を実施する能力のあることについて AB に信頼を与えるものであることが望ましい。

したがって、CRB の力量マネジメントシステムは、AB が、当該システム適用業務について具体的技術知識のある要員を使用して徹底的に審査する必要があるだろう。

AB の審査では、以下の事項を実施することが望ましい。

- 上記の基準に照らして、力量マネジメントシステムに抜けがないことを評価すること。
- CRB がその力量マネジメントシステムの要求事項を順守していることを、関係文書を精査して点検すること。
- CRB の管理者で異なる技術業務に責任がある管理者のインタビュー及びそのような業務に任命されている審査員の中からサンプリングした審査員のインタビュー。

2. 審査報告書

CRB が、適切かつ十分な情報に裏付けられた認証の決定を行うためには、審査結果が、必要十分な程度詳細に審査報告書の中で説明されている必要がある。したがって、審査報告書の品質を、AB が評価する必要がある。

審査報告書には以下の事項が盛り込まれていることが望ましい。

- 審査対象のマネジメントシステムに適用規格の目的を一貫して満たす能力があるか否かを明確に述べること。
- その記述を裏付ける詳細な客観的証拠。

単に規格の条項のチェックリスト、適合していることの最低限の客観的証拠及び若干の短い審査メモからだけなる審査報告書は、十分であるとは見なされない。

AB は、CRB の審査報告に関わる要求事項を注意深く審査し、CRB の報告書の妥当性及び CRB 独自のレビューが妥当かを確認する必要があるだろう。これには、技術専門家を利用する必要がある場合もあるだろう。

AB が、審査報告書の妥当性に異議を出す場合、及び・又は更に説明を求める必要があると感じる場合、並びに、当該 CRB の独自レビューでも類似の結論に至っているという証拠がある場合は、このことをもって、CRB の認証プロセスの有効性を肯定するものであると解釈することが望ましい。

認定審査最適実施要領検討グループについての更に詳しい情報については、次の文書を参照されたい。
Introduction to the Accreditation Auditing Practices Group

ユーザーからのフィードバックは、AAPG が追加のガイダンス文書を開発することが望ましいか、又はこれらの現行の文書を改訂するのが望ましいかを決定するために利用されることになる。

文書又は発表資料についてのコメントがあれば、次の電子メールアドレスに送られたい。
charles.corrie@bsi-global.com.

その他の文書及び発表資料は、次のウェブサイトからダウンロードできる。

www.iso.org/tc176/AccreditationAuditingPracticesGroup

免責条項

本文書は、国際標準化機構（ISO）、適合性評価に関する ISO 政策委員会（ISO/CASCO）、ISO 専門委員会 176、又は国際認定機関フォーラム（IAF）の承認プロセスを経ていない。

これらの文書に含まれている情報は、教育及び連絡の目的に使用可能である。AAPG は、誤り、欠落、若しくはそれらのこの情報を提供又はその後の情報利用により発生し得るその他の法的責任については、責任を負わない。